

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、翌日が休日となる場合)  
(当該の翌日)

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、  
鳥取県行政書士会会則の変更を昭和六十一年三月二十八日認可したので、  
行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 目次

### ◇ 告示示 鳥取県行政書士会会則の変更の認可

#### 保険医の登録

#### 被爆者一般疾病医療機関の指定

#### 開発行為に関する工事の完了

#### 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体

#### ◇ 選管告示

#### ◇ 公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞

#### ◇ 公 告 採石業務管理者試験の実施

### 一 変更事項

#### 1 行政書士の登録に関する事務の日本行政書士会連合会への移管に伴う改正

- (一) 行政書士の登録に関する事務は、その一部を除き、廃止したこと。
- (二) 行政書士資格審査会を廃止したこと。
- (三) 県内外への転入・転出による入退会について定めたこと。

#### 2 業務報酬基準の改正

会員がその業務に関して受ける報酬については、上限規制を廃止し、基準を示すにとどめたこと。

#### 3 その他

その他所要の規定の整備をしたこと。

### 二 変更事項の施行の日

昭和六十一年四月一日

## 告示

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年四月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
弓 場 医 院	米子市旗ヶ崎一ニ二ニ三	昭和六十一年三月一日
渡 部 医 院	境港市渡町一二九三一三	"
千 代 医 院	西伯郡西伯町大字落合二八一	昭和六十一年三月十三日
後 藤 歯 科 医 院	鳥取市扇町五八	昭和六十一年三月二日
秋 山 歯 科 医 院	米子市道笑町二丁目二二二一	昭和六十一年三月一日
あ さ く ら 歯 科 医 院	米子市西福原字大沢五 六九 四一五	"
門 脇 薬 局	西伯郡大山町末長二八三一三	昭和六十一年三月二日
国 谷 歯 科 医 院	西伯郡名和町大字御来屋七七	昭和六十一年三月三日

## 鳥取県告示第三百四十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年四月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
堀 郁 子	鳥医第三、三五九号	昭和六十一年一月二十六日

## 鳥取県告示第三百四十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾患医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年四月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林歯科医院	鳥取市立川町二丁目一四三	昭和六十一年三月十日
百村眼科医院	鳥取市上町一八一五	"

## 鳥取県告示第三百五十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年一月九日 鳥取県指令受米土維八第八百九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳四〇九

仲田豊一

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号  
次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定に基づき、昭和六十一年四月一日以降政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない政治団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
関金町をよくする会	沢田 光男	加藤 登	東伯郡関金町大字関金宿一 二九四一四
鳥取県環境保全連絡協議会	九鬼左武郎	山崎 昭	倉吉市福庭北田四七三一四
渡辺喜八郎後援会	渡辺寛大夫	渡辺 孝平	鳥取市越路六〇二一三

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第二十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和61年4月4日 金曜日

昭和61年四月四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 韶也 次	鳥取県公安委員会委員長 松 田 韶也 次
1 聽聞の期日及び場所 昭和六十一年四月一十一日 午後一時から 鳥取市東町一丁目1110 鳥取県公安委員会委員長 (鳥取県庄本庄金 七壁)	1 聽聞の期日及び場所 昭和六十一年四月一十一日 午後一時から 鳥取市東町一丁目1110 鳥取県公安委員会委員長 (鳥取県庄本庄金 七壁)
2 試験の日時及び場所 (1) 試験の日時 昭和61年6月3日(火)午前10時から (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館第2会議室及び 第3会議室	2 試験の日時及び場所 (1) 試験の日時 昭和61年6月3日(火)午前10時から (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県職員会館第2会議室及び 第3会議室
3 受験手続 次の書類を最寄りの土木事務所へ提出すること。 (1) 受験願書 (2) 履歴書 (3) 写真 受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を 使用すること。	3 受験手続 次の書類を最寄りの土木事務所へ提出すること。 (1) 受験願書 (2) 履歴書 受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を 使用すること。 (3) 写真 手写型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身像で、その 裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。
4 採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づき、第 15回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。 昭和61年4月4日	4 受験手続 (1) 受験手数料 4,400円 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に はり付けること。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

5 昭和61年4月4日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第5751号

5 受験願書の提出期間

昭和61年4月21日（月）から同年5月10日（土）まで

6 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 受験についての詳細は、土木事務所に問い合わせること。